

浦添市クリーンセンター及びリサイクルプラザ施設見学に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浦添市クリーンセンター及びリサイクルプラザ（以下、「クリーンセンター等」という。）の施設見学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設見学の休業日)

第2条 クリーンセンター等の施設見学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 6月23日（慰霊の日）
- (4) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで
- (5) 休館日
- (6) 公共交通が運休となった場合又は暴風警報が発令された日

2 前項の休業日は、施設管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは変更することができる。

(施設見学の時間)

第3条 クリーンセンターの施設見学の時間は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 午前9時から午前11時30分又は午後1時30分から午後3時30分まで

(施設見学の対象者)

第4条 施設見学の対象となる者は、原則5名以上30名以下の団体とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 浦添市内の小学校及び中学校
- (2) 浦添市在の団体
- (3) その他、管理者が特別な理由があるとして認める者

(施設見学の申請)

第5条 前条に該当し、クリーンセンター等の施設見学を希望する者は、次の各号に掲げる期日までに、クリーンセンター等施設見学申請書(第1号様式)を管理者へ提出しなければならない。

- (1) 浦添市内の小学校及び中学校
見学希望日の4週間前まで
- (2) 浦添市在の団体
見学希望日の4週間前から7日前まで
- (3) その他管理者が特別な理由があるとして認める者
管理者が定める期日まで

2 管理者は、前項の申請があったときは、次に掲げるやむを得ない理由がない限り受

理するものとする。

- (1) 第2条に規定する休業日
- (2) 既に予約が入っており、物理的に対応が不可能な場合
- (3) 工事等により施設見学者の安全確保が困難な場合
- (4) その他管理者が施設管理等に支障があると認めた場合

(遵守事項)

第6条 施設見学者はクリーンセンター等敷地内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見学者通路以外の場所に立ち入らないこと。ただし、管理者が許可した場合を除く。
- (2) 施設運用の妨げや安全上問題となる行動を行わないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行動を行わないこと。
- (4) 喫煙、及び飲食を行わないこと。ただし、水分補給のための飲用については、管理者が指定する場所において許可するものとする。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 許可なく写真撮影を行わないこと。
- (7) ペット等の動物を帯同しないこと。ただし、盲導犬等のほじょ犬を除く。
- (8) 管理者が安全確保や秩序の維持を目的とした指示に従うこと。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほかクリーンセンター等の施設見学に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。